

答 申 第 6 8 号

令和2年2月10日

仙台市長 郡 和子 様

(市民局協働まちづくり推進部男女共同参画課扱い)

仙台市情報公開審査会

会長 中林 暁生

仙台市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成31年4月26日付けH31市協男女第317号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第83号

「・仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング

平成26年8月～平成27年7月 実施報告

〔仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 平成27年度 第1回業務連絡会資料〕

・仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング

平成27年度(平成27年4月～平成28年3月) 実施報告

〔仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 平成27年度 第2回業務連絡会資料〕

・仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング

平成28年度 実施報告

〔仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 平成28年度 第1回業務連絡会資料〕

に係る公文書一部開示決定に対する審査請求

答 申  
(諮問第 83 号)

## 1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求に係る一部開示決定において非開示とした情報のうち、別表の「開示相当と判断する部分」に掲げる情報を非開示としたことは妥当でなく、開示すべきであるが、その余の部分の非開示としたことは妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第 3 条第 3 項第 2 号（被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと）について、単に条文の引用・参照などでなく、仙台市が、被害者に対して、何らかの具体的な取り組みをしていることを読み取れる文書」を開示請求したのに対し、実施機関は、平成 31 年 2 月 20 日付で、「仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング実施報告（平成 26 年 8 月～平成 27 年 7 月実施報告、平成 27 年度（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）実施報告及び平成 28 年度実施報告）」（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、一部を条例第 7 条第 2 号及び同条第 6 号に該当するとして非開示とする一部開示決定を行った。

本件審査請求は、請求人が本件一部開示決定を取り消し、非開示箇所を開示することを求めたものである。

## 3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書で主張した審査請求の主な理由は、概ね次のとおりである。

本件公文書は、「報告」として概要を取りまとめた資料に過ぎず、多数配布されたことを示唆しており、個人の特定が可能な情報は含まれていないので条例第 7 条第 2 号には該当しないと史料する。「取扱い注意」と記載がある程度であり、本件公文書が配布された後の流通責任を実施機関は担保していない。もし条例第 7 条第 2 号に該当するのであれば、個人情報不適切に収集し、違法に作成及び配布された文書と言わなければならない。

このような「報告」は、むしろ広く市民と情報を共有して有効に活用すべきものであり、特定の被報告者のみが利益を享受する「報告」は公益に反することからすると、非開示処分は馴染まないものであると史料する。

## 4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭により説明した一部開示決定の理由は、概ね次のとおりであ

る。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、DV防止法第3条の規定に基づく仙台市配偶者暴力相談支援センター（以下「センター」という。）事業の一部として実施している心理カウンセリングの実施報告であり、センター事業の実施担当課の職員が出席する業務連絡会において、情報共有を目的として作成し、配付したものである。

(2) 条例第7条第2号前段該当性について

本件公文書には、心理カウンセリングを受けた相談者やその家族等の性別、年齢及び居住区だけではなく、相談者等の状況を把握するための情報として家族構成、既往歴及び犯罪歴等が記載されている。これらの情報は、相談者に対し、相談業務に関わる事務連絡及び個人を特定しない統計情報として利用する旨を明示した上で提供を受けたものであり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる可能性がある情報である。

以上のことから、条例第7条第2号前段に該当する。

(3) 条例第7条第2号後段該当性について

本件公文書には、心理カウンセリング終了時に行った相談者へのアンケートに対する回答の内容が記載されている。これは、心理的に回復の途上にある相談者とその時の心情を率直に吐露したものであって、これが公開されると相談者がかつての状況の思い出し、二次受傷するおそれがある。したがって、公にすることにより相談者の権利利益を害するおそれがある。

以上のことから、条例第7条第2号後段に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

本件公文書には、心理カウンセリングの実施日や曜日、実施施設や実施担当課名が記載されており、この情報を開示することは、今後の心理カウンセリングの実施日及び実施場所を開示することとほぼ同義である。ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）被害者は、加害者に居所を隠して避難している者も多く、実施日及び実施場所を開示した場合、その情報を得た加害者から追跡を受けるなど、相談者の生命及び身体等に危険が及ぶ可能性がある。また、相談者は心理カウンセリング実施日に施設を出入りすることでDV被害者であることを周囲から認識されるおそれがあるとなれば、利用をちゅうちょする可能性が高く、公にすることによりDV被害者の支援に係る事業の遂行に支障が生じるおそれがある。

さらに、相談者は内容について秘密が守られることを前提に相談し、心理カウンセリングを受けるものである。その前提が崩れると、相談事業そのものの遂行に支障が生じるおそれがある。

以上のことから、条例第7条第6号に該当する。

(5) その他の請求人の主張への反論

ア 本件公文書は「報告」として多数配布されたことを示唆しており、配布後の流通責任を実施機関は担保していないとの主張について

本件公文書はセンターの実施担当課の職員に対してのみ配付されたものであり、これらの職員はDV防止法第23条第1項により秘密保持が義務づけられているほか、研修等を通じ個人情報の保護について注意喚起を受けた上で実務に当たっている。

イ 条例第7条第2号に該当するのであれば、個人情報の不適切な収集であり、違法な作成及び配布であるとの主張について

心理カウンセリングを実施する際は、相談者に対して、収集した個人情報は相談業務に関わる事務連絡及び個人を特定しない統計情報として利用する旨を明示しており、本件公文書には相談者本人が了承した範囲内の個人情報のみが記載されている。よって、請求人の主張は事実無根である。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件公文書の性質

本件公文書は、実施機関によると、「本市が行うDV被害者の支援事業に携わる職員同士が本件公文書を元に話し合い、被害者への接し方や助言の仕方などについて互いに知識を補完しながら、相談対応に活かすことを目的として作成しているものであり、通常は部外秘としている文書である」とのことである。DV被害は個人のプライバシーに深く関わることであり、また、加害者から身を隠して生活している被害者の状況を踏まえると、本件公文書のようにDV被害に関する情報を含む公文書の開示にあたっては、より一層慎重な判断が求められると思料する。

### (2) 実施機関の主張する非開示理由について

本件公文書のうち非開示とされた情報につき、実施機関が主張する非開示理由は条例第7条第2号及び同条第6号であり、それぞれ次のとおり解釈することができる。

#### ア 条例第7条第2号

条例第7条第2号前段は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）については、明らかに個人のプライバシーに属する情報であると認められるものに限らず、同号ただし書（イ、ロ又はハ）に該当する場合を除き、これを非開示とする旨を定めたものである。

また、同号後段は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報については、これを非開示とする旨を定めたものである。本号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」情報とは、例えば、カルテや始末書、反省文のような個人の人格と密接に関わる情報や、病気や障害の情報など個人の機微に触れる情報など、個人識別性がある部分を除いたとしても、それ以外

の部分をお知らせすることにより、個人の権利利益を害するおそれのあるものをいう。

イ 条例第7条第6号

条例第7条第6号は、公にすることにより、市の機関等の行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、これを非開示とする旨を定めたものである。市の機関等の行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報とは、当該情報を開示することによる利益と公にすることによる支障とを比較衡量した結果、公にすることの公益性を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものである。ここでいう「支障を及ぼすおそれ」は、単なる抽象的な可能性にとどまらず、法的保護に値する程度の蓋然性を有するものでなければならない。

(3) 非開示理由の妥当性について

当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書のうち実施機関が非開示とした情報は、次の①から⑦までに大別することができる。順に、上記の考え方を踏まえ、実施機関の決定の妥当性を検討する。

①心理カウンセリングの実施担当課名、相談を実施した曜日、過去の相談実施日、開催頻度及び相談時間設定に関する記述

これらの情報について実施機関は、「今後実施される心理カウンセリングの実施予定日及び実施場所とほぼ同義であり、実施日等の情報を得た加害者から追跡を受けるなど、相談者の生命及び身体等に危険が及ぶ可能性がある、またそのようなおそれがあるとなれば、相談者が利用をちゅうちょする可能性が高く、事業の遂行への支障が懸念されることから、条例第7条第2号後段及び同条第6号に該当する」と主張している。

しかしながら、これらの情報が特定の個人を識別できる情報に当たらないことはもちろん、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報とも認められないため、条例第7条第2号後段に該当するとはいえない。

一方、これらの情報が開示された場合、DV加害者がこれらの情報を入手し、それによって心理カウンセリングの実施場所や実施曜日を推測した上で相談者を待ち伏せするなどの行為に及ぶ可能性は否定できない。また、そうしたおそれがあるとなれば、相談者はセンターを安心して利用することができず、利用をちゅうちょしてしまう可能性が高いという実施機関の考えは首肯できる。その結果としてセンターがその機能を果たすことができなくなってしまった場合、当該事業の適正な遂行に看過し得ないほどの支障が生じるおそれがあり、そのおそれは単なる抽象的な可能性に留まるものではなく、法的保護に値する程度の蓋然性を有するものと認められる。よって、①の情報は条例第7条第6号に該当し、非開示とすることが相当である。

## ②相談者の年齢，居住区及び相談者の状況並びに家族構成及び家族の状況

実施機関は、「これらの情報のみで特定の個人を識別することはできないが，他の情報と照合することにより個人を特定できるおそれがあり，万が一，加害者がこれらの情報を入手した場合，相談者の生命及び身体等に危険が及ぶ可能性があり，また，そのようなおそれがあるとなれば，相談者が利用をちゅうちょする可能性が高く，事業への支障が懸念されることから，条例第7条第2号前段及び同条第6号に該当する」と主張している。

確かに，これらの情報は，一般人が通常の方法で入手し得る情報と照合することによって特定の個人を識別できる情報であるとまでは認められない。しかしながら，本件公文書の相談者の「状況」または「概要」の欄には，相談者自身の情報のみならず，家族の生活状況，病歴及び犯罪歴などが心理カウンセリングにおいて相談者が語った言葉のまま記載されており，相談者の身近にいたDV加害者であれば，相談者に関して知り得ている情報は多いものと考えられ，これらの情報を照合することによって，相談者を特定し得る可能性は高いと認められる。

条例第7条第2号前段の該当性を判断するにあたり，個人を特定し得る情報をもともと保有している者や，そのような情報を入手しやすい状況にいる関係者をも想定することとなれば，非開示の範囲が無限に広がりかねず，情報公開制度の趣旨を損なう結果となることから，必ずしも妥当とは言えない。一方で，本件公文書は，DV防止法に設置根拠があるセンターの事業のために作成されたものであって，配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ろうとする同法の趣旨を踏まえれば，一般人が通常の方法で入手し得る情報を基準として一律に判断することは，相当ではない。以上のことから，②の情報は，他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができる情報であると認められるため，条例第7条第2号前段に該当し，非開示とすることが相当である。

また，DV加害者が相談者を特定し得るおそれがあるとなれば，相談者はセンターを安心して利用することができず，利用をちゅうちょしてしまう可能性が高いという実施機関の考えについても妥当であるといえる。その結果としてセンターがその機能を果たすことができなくなってしまった場合，当該事業の適正な遂行に看過し得ないほどの支障が生じるおそれがあり，そのおそれは単なる抽象的な可能性に留まるものではなく，法的保護に値する程度の蓋然性を有するものと認められる。よって，これらの情報は条例第7条第6号にも該当するといえる。

## ③各相談者における心理カウンセリングの進行状況及び④配偶者との離婚手続に関する記述

これらの情報について実施機関は「もともと相談者と近い存在であった加害者であれば，相談者の現在の状況を示すこれらの情報を入手することにより，相談者の居場所等を特定し接近を図ろうとする可能性がある，またそのようなおそれがあると

なれば、相談者が利用をちゅうちよする可能性が高く、事業への支障が懸念されることから、条例第7条第2号前段及び同条第6号に該当する」と主張している。

しかしながら、当該情報の記載のある頁において、相談者が心理カウンセリングで話した内容を非開示としている以上、仮に相談者の家族等、特別な関係にある者であったとしても、これらの情報により特定の個人を識別できるとまでは認められない。したがって、条例第7条第2号前段に該当しない。

また、この情報を公にすることによって、相談者がセンターの利用をちゅうちよするようになるとは考え難い。したがって、条例第7条第6号にも該当しない。

よって、③及び④の情報は開示することが相当である。

- ⑤「仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング 平成26年8月～平成27年7月 実施報告」のうち、「■ケースについて」に記載されているケースを示す記号（A～H）

この情報について、実施機関は「心理カウンセリングの効果及び所見を担当者が記しており、それらに該当するケースに該当する記号を公にすることで、それぞれのケースがどのような相談をしたか、あるいはどのような状況にあったか、ということ推測される可能性がある、また相談者は、その内容について秘密が守られることを前提に相談し、心理カウンセリングを受けるものであり、その前提が崩れると、相談機関として信用を失うとともに、相談者が利用をちゅうちよする可能性が高く、事業への支障が懸念されることから、条例第7条第2号後段及び同条第6号に該当する」と主張している。

しかしながら、当該情報の記載のある頁の前頁において、相談者が心理カウンセリングで話した内容を非開示としている以上、AからHまでの表示を開示することによって、特定の個人を識別することができるとはいえず、仮に所見の内容から相談内容を推測されたとしても、それが個人の権利利益を侵害するとまでは認められない。したがって、条例第7条第2号後段に該当しない。

また、この情報を公にすることによって、相談者がセンターの利用をちゅうちよするようになるとは考え難い。したがって、条例第7条第6号にも該当しない。

よって、⑤の情報は開示することが相当である。

- ⑥「仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング 平成26年8月～平成27年7月 実施報告」のうち、「■今後に向けて」の記述及び「仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング 平成27年度（平成27年4月～平成28年3月） 実施報告」のうち、「■今後の課題」の記述

これらの欄には、今後、心理カウンセリング相談を効果的に行っていくための参考となる相談者の声及びそれに対する相談機関の担当者の考えが記載されているが、このうち非開示とした箇所について、実施機関は、「他の情報と照合することにより個人を特定できるおそれがあり、また、相談時間帯について推測できる記述があり、

この情報を得た加害者から追跡を受けるなど、相談者の生命及び身体等に危険が及ぶ可能性がある、またそのようなおそれがあるとなれば、相談者が利用をちゅうちよする可能性が高く、開示によって事業の遂行に支障が生じるおそれがあることから、条例第7条第2号及び同条第6号に該当する」と主張している。

しかしながら、当審査会が見分したところ、この非開示箇所に記載されている情報は、概ね相談事業全般を通じた担当者の評価であり、一部に特定の個人の発言と推察される記述や件数が判明することにより特定性が高まる記述はあるものの、その内容からして他の相談者も相当の割合で同様の状況にあると考えられ、特定の個人が識別される可能性の高い情報とまではいえない。よって、条例第7条第2号前段に該当するとはいえない。

また、これらの情報は、相談者が心情を率直に吐露したものとは異なり、相談者の状況について単に説明したものに過ぎないことから、特定の個人を識別することはできないとしても、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報とも認められない。よって、条例第7条第2号後段に該当するともいえない。

その上、これらの情報から推測し得る内容は、相談が実施される曜日や開催頻度等と比較すると抽象的なものに過ぎず、具体的な実施日を特定することは困難である。したがって、これらの情報を公にすることのみをもって、相談者の身に危険が及ぶとは想定できず、また、相談者がセンターの利用をちゅうちよするようになるとも考え難い。よって、条例第7条第6号にも該当しない。

以上のことから、⑥の情報は開示することが相当である。

⑦「仙台市配偶者暴力相談支援センター事業 心理カウンセリング 平成28年度 実施報告」のうち、心理カウンセリング終了時のアンケートの内容

この情報について実施機関は、「心理的に回復の途上にある相談者がその時の心情を率直に吐露したものであって、これが公にされると相談者がかつての状況を思い出し二次受傷するおそれがある、また、こうしたものが公開されとなれば、相談機関として信用を失うとともに、相談者が利用をちゅうちよする可能性が高く、事業への支障が懸念されることから、条例第7条第2号後段及び同条第6号に該当する」と主張している。

確かに、この記述内容が、相談者がそれぞれの心情を率直に吐露したものであることを踏まえると、個人の人格と密接に関わる情報であり、特定の個人を識別できなくても、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある情報とも認められることから、条例第7条第2号後段に該当するといえる。

また、この情報は、記述内容から見て通常一般には知られることはないという状況の下に語られたものであって、これを開示することは、相談機関としての信用を失うことにつながるものと考えられることから、事業の遂行に支障が生じるおそれがあり、そのおそれは単なる抽象的な可能性に留まるものではなく、法的保護に値する程



度の蓋然性を有するものと認められる。よって、条例第7条第6号にも該当するといえる。

以上のことから、⑦の情報は、非開示とすることが相当である。

(4) その他の請求人の主張について

本件公文書について請求人は、『『取扱い注意』と記載がある程度であり、本件公文書が配布された後の流通責任を実施機関は担保していない』と述べているが、この点について実施機関は、本件公文書はセンターの実施担当課の職員に対してのみ配付されたものであって、これらの職員はDV防止法第23条第1項により秘密保持が義務づけられている、と説明しており、この説明は合理的であると認められる。その他の請求人の主張については、当審査会の所掌を超えるものであることから、判断しない。

(5) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

( 諮問第 83 号 )

| 年 月 日                                | 内 容                          |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 平成 31. 4. 26                         | ・実施機関（市民局男女共同参画課）から諮問を受けた    |
| 令和元. 5. 28                           | ・実施機関から弁明書を受理した              |
| 元. 6. 26<br>(令和元年度第 3 回<br>情報公開審査会)  | ・実施機関から意見を聴取した<br>・諮問の審議を行った |
| 元. 7. 24<br>(令和元年度第 4 回<br>情報公開審査会)  | ・諮問の審議を行った                   |
| 元. 8. 19<br>(令和元年度第 5 回<br>情報公開審査会)  | ・諮問の審議を行った                   |
| 元. 9. 24<br>(令和元年度第 6 回<br>情報公開審査会)  | ・諮問の審議を行った                   |
| 元. 10. 28<br>(令和元年度第 7 回<br>情報公開審査会) | ・諮問の審議を行った                   |
| 元. 12. 9<br>(令和元年度第 8 回<br>情報公開審査会)  | ・諮問の審議を行った                   |

別表

| 公文書の名称・頁数  | 開示相当と判断する部分   |
|--|---|
| <p>仙台市配偶者暴力相談支援センター<br/>事業 心理カウンセリング<br/>平成 26 年 8 月～平成 27 年 7 月 実<br/>施報告</p> | <p>P1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各相談者における心理カウンセリングの進行状況<br/>(「■実人数：8名」に続く表中の「カウンセリング回数」の列に記載された字句のうち、2行目2文字目から5文字目まで、4行目2文字目から5文字目まで、5行目2文字目から5文字目まで、6行目2文字目から5文字目まで、7行目2文字目から6文字目まで及び8行目2文字目から6文字目まで)</li> <li>・配偶者との離婚手続きに関する記述<br/>(「■実人数：8名」に続く表中の「状況」の列に記載された字句のうち、1行目3文字目から8文字目まで、9行目5文字目から6文字目まで、10行目3文字目から8文字目まで及び25文字目から26文字目まで並びに12行目5文字目から10文字目まで)</li> </ul> |
|  | <p>P2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各相談者における心理カウンセリングの進行状況<br/>(14行目11文字目から13文字目まで、22行目24文字目から31文字目まで及び31行目11文字目から13文字目まで)</li> <li>・配偶者との離婚手続きに関する記述<br/>(2行目24文字目から28文字目まで及び19行目5文字目から8文字目まで)</li> </ul>  |
|  | <p>P3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各相談者における心理カウンセリングの進行状況<br/>(8行目11文字目から13文字目まで、17行目11文字目から13文字目まで、23行目11文字目から14文字目まで及び29行目11文字目から14文字目まで)</li> <li>・配偶者との離婚手続きに関する記述<br/>(5行目5文字目から8文字目まで、19行目29文字目から37文字目まで及び43文字目から47文字目まで並びに25行目27文字目から31文字目まで)</li> </ul>  |
|  | <p>P4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者との離婚手続きに関する記述<br/>(5行目7文字目から12文字目まで)</li> <li>・「■ケースについて」に記載されているケースを示す記号(A～H)<br/>(4行目23文字目から36文字目まで、6行目19文字目から30文字目まで、9行目8文字目から15文字目まで及び12行目27文字目から38文字目まで)</li> <li>・「■今後に向けて」の記述<br/>(18行目3文字目から14文字目まで、19行目11文字目から22文字目まで及び43文字目から46文字目まで並びに20行目17文字目から36文字目まで)</li> </ul>  |

別表

| 公文書の名称・頁数   | 開示相当と判断する部分  |
|---|--|
| <p>仙台市配偶者暴力相談支援センター<br/>事業 心理カウンセリング<br/>平成 27 年度（平成 27 年 4 月～平成<br/>28 年 3 月） 実施報告</p> | <p>P1～<br/>P2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各相談者における心理カウンセリングの進行状況<br/>（「■実人数：9名」に続く表中の「実施期間（回数）」の列に記載された字句のうち、2頁目12行目の全て、16行目の全て及び20行目の全て）</li> <li>・配偶者との離婚手続きに関する記述<br/>（「■実人数：9名」に続く表中の「状況」の列に記載された字句のうち、1頁目2行目2文字目から7文字目まで、3行目23文字目から31文字目まで、4行目2文字目から5文字目まで、16行目13文字目から18文字目まで、19行目24文字目から28文字目まで、24行目20文字目から26文字目まで、28行目19文字目から23文字目まで、29行目7文字目から10文字目まで、2頁目16行目13文字目から16文字目まで及び35行目21文字目から24文字目まで）</li> </ul> <p>P3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者との離婚手続きに関する記述<br/>（17行目6文字目から11文字目まで及び20行目6文字目から11文字目まで）</li> <li>・「■今後の課題」の記述<br/>（33行目7文字目及び34行目2文字目から21文字目まで）</li> </ul> |
| <p>仙台市配偶者暴力相談支援センター<br/>事業 心理カウンセリング<br/>平成 28 年度 実施報告</p>                              | <p>P1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各相談者における心理カウンセリングの進行状況<br/>（「実人数7名」に続く表中の「概要」の列に記載された字句のうち、1行目37文字目から38文字目まで、2行目32文字目から33文字目まで、3行目32文字目から33文字目まで、4行目25文字目から26文字目まで、5行目36文字目から38文字目まで、6行目23文字目から24文字目まで及び7行目28文字目から30文字目まで）</li> <li>・配偶者との離婚手続きに関する記述<br/>（「実人数7名」に続く表中の「概要」の列に記載された字句のうち、3行目11文字目から15文字目まで）</li> </ul>  |